

日光市 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年7月

日光市通学路安全対策協議会

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月から8月にかけて市内小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関と協議し、対策を実施してきました。

また、平成25年9月には、「日光市通学路安全対策協議会」を設置して、通学路の安全確保に向けた推進体制を構築するとともに、活動の指針となる「通学路安全対策推進活動実施要領」を策定したところです。

当市としては、引き続き、通学路の安全対策の取組がより効果的かつ持続的に推進できるようにするため、実施要領の見直しを行い、新たな活動指針となる「日光市通学路交通安全プログラム」を策定するものです。今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 推進体制

本プログラムに基づく取組の推進にあたっては、関係機関で構成する「日光市通学路安全対策協議会（以下、「協議会」という。）」が中心となって行います。

<協議会の委員構成>

- ・各小学校における通学路の安全対策のための組織の代表者
- ・自治会の代表者
- ・交通安全関係団体の代表者
- ・今市警察署
- ・日光警察署
- ・栃木県日光土木事務所
- ・日光市（建設部、市民生活部）
- ・日光市教育委員会

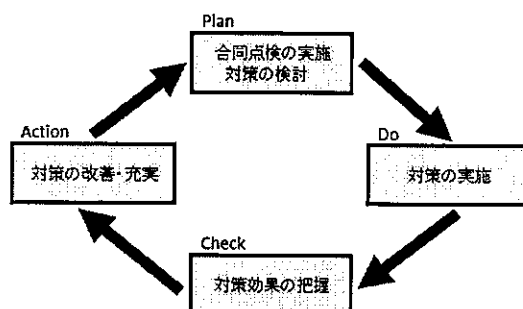
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 対象通学路

対象となる通学路は、各小学校において指定している通学路とします。

(3) 合同点検

(ア) 危険箇所の抽出

各小学校は、保護者等の協力を得て通学路の点検を実施し、主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出し、その内容を精査した上で、協議会に報告します。

(イ) 合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出

各小学校からの報告を受けて、関係者間による合同点検を実施します。その後、対策の実施について、必要な箇所を抽出します。

(4) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施内容を関係者間で調整し、対策を検討します。

(5) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図り、計画的に取り組めます。

(6) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、学校、保護者等の意見を聴取し、対策の効果把握します。

(7) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に努めます。

4 対策箇所一覧表の公表

小学校ごとの合同点検の結果や対策の実施状況等について、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」を作成し、日光市のホームページ等により公表します。